

沖 縄 県 教 育 大 綱

平成 2 9 年 6 月
沖 縄 県

沖縄県教育大綱

第1 大綱策定の趣旨

知事と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、沖縄県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定める。

第2 大綱の対象期間

本大綱の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる基本施策を推進するために策定した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の後期計画期間と整合を図るため、平成29年度から平成33年度までとする。

第3 大綱の目標

県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。

平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。

学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。

幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

第4 施策展開

1 潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現 (生涯学習の充実)

- (1) 「潤いと生きがいのある生涯学習社会の実現」に向け、沖縄県生涯学習推進本部の活動を充実させるとともに、市町村においても生涯学習推進本部等の設置を促進する。
- (2) 県民の多様な学習ニーズに応えるため、市町村や大学等の高等教育機関、民間教育事業者等と連携した生涯学習ネットワークの整備を促進し、高度情報通信技術を活用した生涯学習機会の拡充を図る。

2 自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実 (学校教育の充実)

- (1) 学校では、幼児児童生徒の発達段階を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、学びに向かう力・人間性を養い、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、組織的・計画的・継続的な教育に取り組む。
- (2) 豊かな人間性や社会性の育成を図るため、各教科、科目、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間、特別活動、体験学習、奉仕活動等の学校の教育活動全体を通じて「心の教育」を推進する。
- (3) 学校体育及び健康教育においては、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てると同時に、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。また、健康な心身を育むために食育を推進する。さらに、危険回避能力を身に付けさせるため、防犯・防災教育の充実を図る。
- (4) 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校においてその支援体制の整備を推進する。
- (5) 乳児期、幼児期、学童期の教育・保育について、どの教育・保育施設等にいる子どもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制の整備を推進する。

- (6) キャリア教育においては、グローバル化する社会情勢等の中、産業界の動向も見据え、社会的・職業的自立につながる望ましい勤労観及び職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を生かした進路選択ができる態度や能力を育むとともに、就業意識の向上を図るため、地域における産学官連携による取組を推進する。
- (7) 沖縄県の産業振興を担う人材の育成のため、専門高校等において産業界・経済団体等と本県の「将来像」を共有し、連携した実践的な職業教育を推進する。
- (8) 離島・へき地教育については、地域の特性を生かし、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な活動等を取り入れた学習により、地域の良さを知り地域への誇りと愛着を持たせる。
- (9) 魅力ある学校づくりを推進するために、地域とともにある学校、教職員としての使命感、資質・能力を向上するための教職員研修の充実、学校教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。
- (10) 消費者として基本的な権利や責任について理解を深め、社会において主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進する。
- (11) 学校現場におけるICT活用を促進し、わかりやすい授業の実現による学力向上や、教員の校務負担軽減による児童生徒と向き合う時間の確保など、学校教育の充実を図る。

3 多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進 (国際社会・情報社会等への対応)

- (1) グローバル化に対応し、本県の地理的条件・歴史的経験を生かした広い視野に立ち、アジア・太平洋地域における拠点として、高い国際性や専門性に富む人材の育成を図るため、小・中・高校生等の外国語教育や国際理解教育を推進する。
- (2) リーディング産業である情報通信産業をより発展させる専門的な知識と技術を持った人材の育成につながるよう、子どもたちの情報活用能力を育成する。

- (3) 次代の科学技術を担い、沖縄から世界に羽ばたく研究者や技術者となる人材を育成するために、地域の研究機関や大学院大学等との連携を深める等、児童生徒の科学技術への興味・関心を育み、豊かな感性と創造力の向上を図る。
- (4) 本県の将来を担う若者が、これからの社会で必要とされる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付け、沖縄の発展を支える人材となるよう、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等の諸施策を推進する。

4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進 (子どもの貧困対策の推進)

- (1) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する。
- (2) 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として、また、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材を育成する施策として取り組み、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を実現する。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組む。
- (5) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、国、県、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO、ボランティアなどが連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開する。

5 地域を大切に、誇りに思う健全な青少年の育成 (青少年の健全育成)

- (1) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動、伝統行事等への参加を推進するとともに、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識の下、社会性・規範意識を高めるため社会教育施設の整備・充実を図る。
- (2) 本県の社会的特性である「ユイマールの心」を生かし、学校と家庭・地域社会との連携体制を構築して積極的に子どもたちを支援する取組を促進し、地域社会全体の教育力を向上させる。
- (3) 学校、警察、地域の連携により、少年の非行防止、立ち直り支援等を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進する。
- (4) 「沖縄県いじめ防止基本方針」の適切な運用を通して、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を地域や家庭、関係機関の実効的な連携の下、総合的かつ効果的に推進する。
- (5) 放課後の児童の健全な育成を図るため、学校施設を活用した放課後児童クラブ等の居場所づくりを促進する。

6 家庭・地域の教育機能の充実 (社会教育の充実)

- (1) 県民の生き生きした社会教育活動を支援し、時代のニーズに即した学習活動に対応するため、公民館や図書館、青少年教育施設等の整備・充実による社会教育基盤の整備を推進するとともに、地域住民の関心の高い分野に関する学習機会の提供や社会教育指導者等の育成に向けた支援など、地域における教育機能の充実を図る。
- (2) 家庭は、豊かな人間性を育み社会のルールや規範の基礎・基本を身に付ける原点であるという認識の下、地域社会で家庭教育を支援する体制づくりを促進する。

7 豊かな感性を育む文化の継承と発展 (文化の継承・発展)

- (1) 有形・無形・民俗・記念物等の文化財調査や保存修理を行うとともに、文化芸術への関心を高めるために文化財の活用を図る。
- (2) 生涯学習の観点に立って、国際化の時代に対応した幼児児童生徒の文化芸術への意識を育み、文化の創造に寄与する取組を推進する。
- (3) 沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する「しまくとぅば」については、市町村、教育機関、普及団体、企業、研究者等と「しまくとぅば」の積極的な活用による県民への定着に向けた連携体制を構築し、「しまくとぅば」の保存・普及・継承のための調査及び人材養成に取り組むほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組む。
- (4) 伝統的な生活文化の伝承を図るため、海との関わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われてきた独特な食文化について保存・普及・継承を図るとともに、担い手育成や情報発信により県民が食文化の価値を再認識し継承していく気運の醸成等に取り組む。
- (5) 先人が築き上げた沖縄の伝統文化である沖縄空手について、資料の収集、歴史、型、鍛錬法の調査研究などを行い、その保存・継承・発展に関係機関や団体と協働して取り組むとともに、沖縄空手会館を拠点として「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信し、国内外における空手愛好家の受入体制の強化に取り組む。

8 新しい時代を展望した教育行政の充実 (教育行政の充実)

- (1) 「沖縄21世紀ビジョン」等を踏まえて作成した「沖縄県教育振興基本計画」、「沖縄県第三次生涯学習推進計画」、「沖縄県立学校（高校・特支）編成整備計画」等に基づき、その施策や計画を、総合的・効果的に推進する。
- (2) 教育委員会の役割と使命を重視し、その機能を十分発揮できるよう各関係機関との相互の連携を強化し、教育行政の運営等の改善・充実を図る。
- (3) 教職員が公務の能率的運営や活力ある教育活動を展開するため、生活の安定と労働環境の充実・活性化を図り、福祉の向上に努める。

9 健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興 (スポーツの振興)

- (1) 県民がそれぞれのライフステージに応じ、スポーツを気軽に親しむことのできる環境を整備・拡充し、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を促進することにより、スポーツ人口を拡大し、生涯スポーツ社会の実現を図る。
- (2) 県民に夢と希望を与えることのできる競技スポーツの振興を目指し、スポーツ団体等の育成・強化、指導者の養成・確保を図るとともに、中・長期的な競技力向上対策を策定し、トップレベルのスポーツイベント等の誘致を促進する。
- (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化を図るなど、競技力向上等の取組を強化する。

10 私立学校教育の振興 (私立学校教育の振興)

- (1) 私立学校の自主性を尊重しながら、運営費等の支援を行うとともに、私立学校が行う特色ある教育活動に対する助成を行い、私立学校教育の充実を促す。
- (2) 児童・生徒が安心して学べる安全で快適な学習環境の確保など、教育基盤の整備を促進するため、私立学校施設に対する支援を行う。

11 大学教育の充実と基盤の強化 (大学教育の充実・強化)

- (1) 県立看護大学においては、多様化・国際化が進む社会の中で、幅広い視野から看護を科学的に実践できる人間性豊かな看護職を養成するとともに、地域特性に対応した高度なケアを実践できる専門看護師等の実践家、看護の管理者、保健・看護活動を通して新しい学問の創出に貢献できる人材を養成する。
あわせて、国内外の研究者との学術的交流の推進等で教員個々の研究能力の向上及び研究環境の整備を図ることにより、専門分野の学術活動を活性化する。

- (2) 県立芸術大学においては、美術・工芸・音楽・芸能の芸術分野における有為な人材、沖縄の伝統芸能の継承と新たな芸術の創造に資する人材のほか、芸術分野の幅広い実践活動を担う制作者、演奏家や研究者、芸術教育の場における専門的な指導者となり得る人材を養成する。

あわせて、個々の教員の専門性の研究をさらに深化させるとともに、質の高い研究・教育システムの構築や施設整備等の基盤を強化する。

12 大学による社会貢献の推進 (社会貢献の推進)

- (1) 県立看護大学においては、看護実践の中核的機関として社会に貢献する。特に、島しょ・過疎地域を支える看護職者の人材養成と人材確保を図るため、大学、行政、看護学校、保健・医療・福祉の関係機関等との協働による新たな人材養成や人材確保のプログラムの開発を推進する。
- (2) 県立芸術大学においては、その実践成果を広く県民に還元し、沖縄の地域文化の活性化に貢献するとともに、大学と地域の相互交流を推進する。